

代替地の比較検討表について

- 代替地の選定について
- (1) 第1種農地の場合、申請内容が達成できる農地以外の土地、第3種農地・第2種農地の検討を行い、第2種農地の場合は、申請内容が達成できる農地以外の土地、第3種農地の検討を行う。
 - (2) 総合判定は、必ず理由を記載すること。
 - (3) 農振除外を行った農地は、農振除外時の代替地の比較検討表を添付すること。

所在地		記載例	A	B	C	D	申請地
地番		善導寺町木塚120					
土地利用（農用地・農用地区域外）		農用地区域外					
農地区分（2種・3種）		2種					
地目	台帳	田					
	現況	田					
面積（㎡）		120					
施設の 適否	施設規模	× 不適					
	形状	× 不整形					
	交通の利便性・立地条件	× 国道に隣接。形状が不整形で施設の候補地として適さない。					
	周辺環境	○ 平坦地であり周囲の宅地と同程度まで盛土をしても土砂流出の可能性は低い。					
	集団性の確保・農作業の効率	○ 特に支障なし					
	農業用施設への影響	○ 特に支障なし					
	農業投資の状況（土地改良事業への影響）	○ 実施された改良事業は特になく、影響の有無また計画中の事業もなく影響は少ない。					
総合判断		不採用（地権者が転用計画あり）					

		農用地の例外規定					第1種(甲種は⑥は除く)農地の例外規定								
転用目的 農地区分	①農用地利用 計画で指定さ れた用途	②土地収用法 第26条第1項 の規定による 告示に係る事 業	③一時転用	(例外)		④農業用施 設、農畜産 物処理加工 施設、農畜 産物販売施 設	⑤地域の農業の振興に資する 施設 ・都市等との地域間交流を図 るために設置される施設 ・農業従事者の就業機会の 増大に寄与する施設 ・農業従事者の良好な生活環 境を確保するための施設 ・集落接続して設置される日常 生活上必要な施設	⑥市街地に 設置するこ とが困難又 は不適當な 施設	⑦特別の立 地条件を必 要とする事 業	⑧隣接する 土地と一体 として同一 の事業の目 的に供する もの	⑨公益性が 高いと認め られる事業	⑩地域整備 法に従って 行われるも の	⑪市町村が 定める農業 振興地域整 備計画に 従って行わ れるもの	⑫その他	
	・農地 改良	・②、④ ～⑪													
農用地	不要	不要	要 ※1	不要	不要 ※4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
甲種	—	不要	要 ※2	不要	不要 ※4	不要	要 ※7	—	不要	不要	不要	不要	不要	—	
第1種	—	不要	要 ※2	不要	不要 ※4	不要	要 ※7	不要	不要	不要	不要	不要	不要	—	
第2種	—	不要	要 ※3	不要	不要 ※5	不要 ※6	不要 ※6	不要 ※6	不要 ※5	不要 ※5	不要 ※6	不要 ※6	不要 ※6	要 ※3	
第3種	—	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	

【根拠法令】

※1 : 令4条1項1号イ

※2 : 令4条1項2号本文(前号イ)

※3 : 法4条6項2号

※4 : 運用通知第2-1-(1)-ア-(イ)-c-(a)

※5 : 運用通知第2-1-(1)-オ-(イ)-b

※6 : 令4条2項

※7 : 則33条かつ書き